玉野市省エネ投資促進事業(第2弾)

Ｑ＆Ａ　目次

１．制度について

１－Ｑ１　どのような制度ですか？　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－P.4

１－Ｑ２　対象となる「事業所（店舗等)」とはどのようなものですか？

１－Ｑ３　市税に未納があると補助金を受けることはできないのですか？

１－Ｑ４　市税の滞納がない証明書は提出する必要がありますか？

１－Ｑ５　国や市の他の補助金を受けている事業でも申請できますか？

１－Ｑ６　市外の事業所で実施する事業は対象となりますか？

１－Ｑ７　市内、市外の両方の事業所で実施した場合は対象となりますか？

１－Ｑ８　市内に複数ある事業所（店舗等）で実施を予定していますが、それぞれ申請できますか？　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－P.5

１－Ｑ９　自分がどの業種区分に該当するか分かりません。

１－Ｑ１０　従業員数や資本金の基準日は？

１－Ｑ１１　（個人事業主で）市外に居住しており、市内に主たる事業所がある場合は対象となりますか？

１－Ｑ１２　自宅兼事務所で実施する場合は、対象となりますか？

１－Ｑ１３　創業後１年経っていないのですが対象になりますか？

１－Ｑ１４　令和８年３月３１日以前に発注（令和８年４月１日以降に納品、使用開始）したものは対象になりますか？

１－Ｑ１５　補助金の前払いはできますか？

１－Ｑ１６　交付申請後、いつ頃補助金が振り込まれますか？　－－－－－－－－－－－－－－－P.6

１－Ｑ１７　補助金は課税の対象になりますか？

１－Ｑ１８　賃貸物件に設置する設備・機器は対象となりますか？

２．補助金の交付対象要件について

２－Ｑ１　交付対象者の要件は？

２－Ｑ２　「玉野市内に事業所を有する」の定義は何ですか？　－－－－－－－－－－－－－－－P.7

２－Ｑ３　（本制度において）補助の対象となる個人事業主とは？

２－Ｑ４　市外に居住しており、市内に主たる事業所がある個人事業主は申請できますか？

２－Ｑ５　市内に居住しており、市外に事業所がある個人事業主は申請できますか？

２－Ｑ６　同一人物が代表を務める複数の法人で、それぞれの法人の事業所が市内にある場合はそれぞれの法人が別々に申請できますか？

２－Ｑ７　同一人物が法人と個人事業主として事業を営んでいる場合、法人と個人事業主の両方で申請できますか？

２－Ｑ８　市内で複数の事業所を運営している場合、事業所の数だけ申請できますか？
２－Ｑ９　複数・異業種の事業所を持っているが、従業員数は支店に配置している人数も含めますか？　－－－

３－Ｑ１１　収入が少ないなどの理由で確定申告をしておらず、確定申告の書類がない場合でも申請できますか？（個人事業主）
３－Ｑ１２　代表者以外の者（社員や配偶者、税理士等）が代理申請することはできますか？
３－Ｑ１３　確定申告書類の収受日印、e-Tax の電子申告日時の印字、受信通知の表示がありません。

４．第１弾で具体的に問合せがあったものについて

（取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」関連）
４－Ｑ１　ユニッククレーン、トラックなどは補助対象となりますか？　－－－－－－－－－－P.14
４－Ｑ２　水道の蛇口（節水）への取り替えは補助対象となりますか？
４－Ｑ３　重機や設備機器等を設置するための事業所までの「運搬費」は補助対象になりますか。
４－Ｑ４　「設備・機器比較証明書」について、既存施設が相当古く型番や購入価格がわかりません。どうしたら良いでしょうか？
４－Ｑ５　照明設備のＬＥＤ化等の取組を実施する場合、事務所、その他の共用部分等複数の箇所で導入する場合や、種類の違う機種を導入する場合は、補助対象となりますか？また、省エネ効果の比較方法はどのようにしたら良いでしょうか？　－－－－－－－－－－－P.15
４－Ｑ６　全館空調の自宅兼店舗（事務所）において、個別空調に更新する場合は、対象になりますか？また、省エネ効果の比較方法はどのようにしたら良いでしょうか？
（取組③「商品・サービス導入」、取組④「販路開拓」関連）
４－Ｑ７　パソコンのソフトウェア利用料（クラウドサービスやサブスクリプションの月額・年額料金）は補助対象になりますか？　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－P.16

1.制度について

１－Ｑ１：どのような制度ですか？

Ａ：エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける中小企業者等に対し、収益力向上やDX推進などに資する省エネルギー設備等の導入への取組に係る費用の一部を支援するものです。

対象となる物品の購入や設置などに対し、申請事業者ごとに上限５０万円（下限５万円、補助率４／５）を補助します。

１－Ｑ２：対象となる「事業所（店舗等）」とはどのようなものですか？

Ａ：以下の２つを満たすものです。

①　一定の場所（１区画）を占め、単一の経営主体のもとで経済活動を行っていること。

②　従業者と設備を有し、物の生産や販売、サービスの提供を継続的に行っていること。

※以下の場合は対象外となります。

・基本的に人が出入りしない倉庫

・機械のみが設置してある（継続的に稼働しいるとみなせない）工場

・明らかに自宅の一室内で、業務のために実施したと明確に判断できない場合(1-Q12)　等

１－Ｑ３：市税に未納があると補助金を受けることはできないのですか？

Ａ：補助金を受けることはできません。

ただし、「徴収猶予許可通知書」により納税の猶予を受けており、猶予に係る納期限分以外の滞納がない場合は申請できます。

１－Ｑ４：市税の滞納がない証明書は提出する必要がありますか？

Ａ：「市税完納証明書」の提出は不要です。市内部で照会し確認させていただきます。（申請書の【誓約・同意事項】記載のとおり）

１－Ｑ５：国や市の他の補助金を受けている事業でも申請できますか？

Ａ：同一の内容で国・県・市等他の補助金との併用はできません。

１－Ｑ６：市外の事業所で実施する事業は対象となりますか？

Ａ：対象となりません。本制度の対象は市内の事業所で実施する事業に限ります。

１－Ｑ７：市内、市外の両方の事業所で実施した場合は対象となりますか？

Ａ：市内の事業所で実施した取り組みのみが対象となります。

１－Ｑ８：市内に複数ある事業所（店舗等）で実施を予定していますが、それぞれ申請できますか？

Ａ：事業所（店舗等）単位でなく、事業者単位で申請してください。
　　また、１事業者につき申請は１回のみです。

１－Ｑ９：自分がどの業種区分に該当するか分かりません。

Ａ：総務省ホームページの日本標準産業分類をご確認ください。
　　なお、複数事業を行っている場合は、主たる事業の業種を記載してください。
　　・https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html
　　・https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

１－Ｑ１０：従業員数や資本金の基準日は？

Ａ：申請日時点となります。

１－Ｑ１１：（個人事業主で）市外に居住しており、市内に主たる事業所がある場合は対象となりますか？

Ａ：主たる事業所が市内にあり、市内事業所の取組であれば対象となります。

１－Ｑ１２：自宅兼事務所で実施する場合は、対象となりますか？

Ａ：以下の場合は、対象と考えられます。
　　居住スペースと事業スペースが明確に分かれており、さらにそれが分かる資料がある。
　　ただし、以下のような場合は対象外となります。
　　・明らかに個人的な用途と判断されるものの購入
　　・業務のために実施したと明確に判断できない取組　等

１－Ｑ１３：創業後１年経っていないのですが対象になりますか？

Ａ：令和８年１月３１日以前に設立、開業している場合は申請できます。
　　申請時点で確定申告期限が到来しておらず、決算書、確定申告書等の必要書類を提出できない場合は、開業届又は法人設立届出書(e-Tax の受信通知を併せて提出)を提出いただき、開業日、法人設立日等を確認します。

１－Ｑ１４：令和８年３月３１日以前に発注（令和８年４月１日以降に納品、使用開始）したものは対象になりますか？

Ａ：対象となりません。令和８年４月１日以降に発注し、申請日までに支払いを完了したものが対象となります。

１－Ｑ１５：補助金の前払いはできますか？

Ａ：事業実施後の交付申請となるため、前払いはできません。

１－Ｑ１６：交付申請後、いつ頃補助金が振り込まれますか？

Ａ：できる限り速やかに交付決定・交付をしたいと考えています（交付申請から概ね３週間程度での支払い処理を想定しています）が、補助対象経費の精査が必要な場合や、書類の不備があった場合にはお時間をいただきます。（毎月１０日・２５日に振込予定。ただし、振込日が土日祝日と重なる場合は、翌営業日（土日祝日を除いた最初の平日）の振込となります。）

１－Ｑ１７：補助金は課税の対象になりますか？

Ａ：税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。

１－Ｑ１８：賃貸物件に設置する設備・機器は対象となりますか？

Ａ：申請者が賃貸物件に設置している既存設備・機器の所有者であり、かつ、エネルギー経費（電気・ガス代等）を負担していれば補助対象となります。

２．補助金の交付対象要件について

２－Ｑ１：交付対象者の要件は？

Ａ：次の①～④の要件をすべて満たしている必要があります。

① 令和８年４月１日時点で事業所が玉野市内にある中小企業者（個人事業主を含む）※チラシで定義（資本金、従業員の数等）を確認してください。

② 申請日時点で事業を継続しており、今後も事業を継続する意思がある

③ 市税の滞納がないこと（納税猶予を受けている方を含む。）

④ 下表の対象者に含まれている

区分	対象者	対象外
法人	会社 会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）	協同組合等の組合 一般社団法人、公益社団法人 一般財団法人、公益財団法人 医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人 パチンコ店、麻雀店、 ゲームセンター店、 性風俗関連特殊営業等の事業者
個人事業主	商工業者 ※事業収入が総収入の１／２を超えている場合に限る。	医師、歯科医師、助産師 個人の農林漁業者
特定非営利活動法人	以下の要件を満たす特定非営利活動法人 ① 法人税法上の収益事業を行っている （法人税法施行令第５条に規定されている 34 事業） ② 認定特定非営利活動法人でない	左記以外
その他		任意団体

※上記のうち射幸心をそそるおそれがあるもの又は公の秩序もしくは善良の風俗を害するおそれがあるものおよび公的支援を行うことが適当でないと認められるものは対象となりません。

２－Ｑ２：「玉野市内に事業所を有する」の定義は何ですか？

Ａ：従業員と設備を有して物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている工場、店舗、事務所等の事業所が玉野市内に存在していることをいいます。申請時に提出される以下の資料等をもとに確認します。

法人：「法人市民税確定申告書（第二十号様式、e-Tax の場合は受信通知を併せて提出）」、「事業所（店舗等）の所在地を記載している会社案内や公式ホームページ」、「開業届、業務請負契約書、許認可等を受けたことを証明する書類」　などの写し

個人事業主：営業許可書の写し、賃貸借契約書の写し　など

２－Ｑ３：（本制度において）補助の対象となる個人事業主とは？

Ａ：以下の①②を満たす者をいいます。（本制度に限ります。）

① 令和７年度分の確定申告で、事業収入が総収入の１／２以上を占める者

② 会社等との間に雇用関係がない者

※令和７年の途中から事業を開始した等、特別な事情がある場合はご相談ください。

２－Ｑ４：市外に居住しており、市内に主たる事業所がある個人事業主は申請できますか？

Ａ：申請できます。

２－Ｑ５：市内に居住しており、市外に事業所がある個人事業主は申請できますか？

Ａ：申請できません。

２－Ｑ６：同一人物が代表を務める複数の法人で、それぞれの法人の事業所が市内にある場合はそれぞれの法人が別々に申請できますか？

Ａ：申請できます。（代表者が同一であっても法人は別人格のため。）

２－Ｑ７：同一人物が法人と個人事業主として事業を営んでいる場合、法人と個人事業主の両方で申請できますか？

Ａ：法人と個人事業主の両方で申請できます。

（代表者が同一であっても法人と個人事業は別のため。）

ただし、取り組む内容と工場、店舗、事務所等が同一の場合は、どちらか一方で申請してください。

２－Ｑ８：市内で複数の事業所を運営している場合、事業所の数だけ申請できますか？

Ａ：複数の市内事業所で交付対象となる取組にかかった経費の合計額（複数の設備・機器を補助金額上限までまとめて）で１事業者につき１回まで申請できます。

２－Ｑ９：複数・異業種の事業所を持っているが、従業員数は支店に配置している人数も含めますか？

Ａ：含めます。法人全体または個人事業全体としての従業員数になります。

２－Ｑ１０：従業員とは？

Ａ：労働契約期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける従業員をいいます。

※以下の方は含まれません。

① 会社役員
② 個人事業主本人
③ 申請日時点で、育児・介護・傷病休業中または休職中の社員
④ 日々雇い入れられる者
⑤ ２ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
⑥ 季節的業務に４ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用される者は除く。）
⑦ １週間の労働時間・１ヶ月の労働日数が、通常の従業員の４分の３以下の者

２－Ｑ１１：従業員数に、兼務役員や親族従業員は含まれますか？

Ａ：原則として含まれません。

（中小企業の場合、従業員と兼務役員を除く「会社役員」と「個人事業主や個人事業主と生計を一にする親族従業員」は「あらかじめ解雇の予告を必要とする者（労働基準法第２０条)」に該当しないため。）

※従業員との兼務役員や個人事業主と生計を一にする親族従業員の場合で、賃金・労務管理・労働条件が通常の従業員と同じ場合は、労働基準法上の「労働者」にあたると解され「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」となり、「従業員」に含まれます。

２－Ｑ１２：従業員が一人もいない法人、個人事業主は申請対象となりますか？

Ａ：申請対象となります。

２－Ｑ１３：士業（弁護士、社労士他）は、個人事業主として申請対象となりますか？

Ａ：申請対象となります。

※申請対象者となった場合も、自宅を事務所としている場合は、１－Ｑ１２を確認してください。

２－Ｑ１４：株式売買で生計を立てていますが、個人事業主として申請対象となりますか？

Ａ：申請対象となりません。

（株式売買での収入は、確定申告で事業収入には当たらないとされているため。）

※他に事業所得があり、２－Ｑ３に該当すれば申請対象となります。

２－Ｑ１５：不動産収入で生活していますが、個人事業主として申請できますか？

Ａ：個別の状況によります。

① 確定申告で「事業収入・所得」として計上している場合
２－Ｑ３に該当すれば申請できます。
※事業所所在地＝自宅住所で、屋号等が無い場合は、事業実態が確認できる書類を添付してください。（開業届、不動産賃貸借契約書など。）

② 確定申告で「不動産収入・所得」として計上している場合
下記(ア)（イ)に該当すれば申請できます。
国税庁の判定基準をもとに下記のとおり判断します。
（ア）貸間・アパートの場合、貸与することのできる独立した室数がおおむね１０室以上。
（イ）独立家屋の場合、おおむね５棟以上であること。

※ただし、申請対象者となった場合も、以下の点に注意してください。
・事業用不動産での取組：補助対象の設備・機器を所有し、かつ、エネルギー経費を負担している場合に限ります。
・事務所での取組：自宅を事務所としている場合は、１－Ｑ１２を確認してください。

２－Ｑ１６：農家、漁師は申請対象となりますか？

Ａ：申請対象となりません。商工業者向けとなります。

２－Ｑ１７：基本給＋歩合報酬制で働いていますが、申請対象になりますか？

Ａ：申請対象となりません。
保険外交員、訪問販売員等が想定されますが、確定申告上は事業収入・所得が計上され、個人事業主のように見えるものの、会社との間に基本的な雇用関係があるため。（２－Ｑ３参照）

２－Ｑ１８：定まった事業所を持たない個人事業主も申請対象となりますか？

Ａ：市内にある自宅が事業所であれば申請対象となります。（１－Ｑ１２を確認してください。）
※屋号がある場合は、確定申告書・交付申請書で確認します。
屋号が無い場合は、開業届や業務請負契約書等の写しを別途提出してください。

２－Ｑ１９：個人事業の代表者が亡くなった場合でも申請対象となりますか？

Ａ：事業を承継している場合は、対象となります。
※開業届で「事業の引継」の届出を行った上で、申請してください。
申請の際は、開業届の写しを別途提出してください。

２－Ｑ２０：申請すれば誰でももらえますか？

Ａ：誰でもではありません。
各種要件を満たし、書類の審査を経て交付決定された場合に交付されます。
３－Ｑ２も併せて確認してください。

２－Ｑ２１：一部でも書類に不備がある場合受付できませんか？
Ａ：できません。（不備等がある場合は事務局よりご連絡いたします）

２－Ｑ２２：写真を撮り忘れた場合は、対象となりますか？
Ａ：原則として補助対象外となります。（ただし、4月1日以降に着手し、かつ、設備・機器等を更新したことが確実に証明できる書類等があり、確認できる場合には、認められる場合もあるので、ご相談ください。）

２－Ｑ２３：補助事業をすべて実施した後でないと申請受付できませんか？
Ａ：実施後でないと受付できません。

２－Ｑ２４：ソフトウェア購入は「汎用性が高いものを除く」とされていますが、市販の会計ソフトなどのパッケージソフトは、補助対象外でしょうか？
Ａ：市販のパッケージソフトであっても、事業用として特化して使用するものであれば、補助対象となります。ただし、Office（Word、Excel）など事業以外の私用目的でも幅広く利用できるものは、原則、対象外となります。

２－Ｑ２５：エコキュート（業務用）は、補助対象でしょうか？
Ａ：省エネ効果が５％以上であれば、対象となります。

２－Ｑ２６：更新前の設備・機器は更新後必ず廃棄しなければならないでしょうか？
Ａ：必ず廃棄する必要はありませんが、当該設備・機器を売却、下取り等している場合には、その金額を含め明記してください。差し引いた額が補助対象経費になります。

２－Ｑ２７：事務所の天井ビルとタイプのエアコンから、壁に取り付ける普通のエアコンへ更新した場合は補助対象になりますか？
Ａ：省エネ効果が５％以上であれば、対象となります。

３．申請方法・申請書類について

３－Ｑ１：申請方法について教えてください。
Ａ：原則、郵送で受付いたします。
（郵送先）
706-8533　玉野市築港１－１－３
玉野商工会議所（玉野市省エネ投資促進事業補助金事務局）宛
※封筒に「申請書類在中」と朱書き（赤字）でご記入ください。

３－Ｑ２：申請書の受付期間は？

Ａ：令和８年１１月２４日（火）～令和９年１月２９日（金）（消印有効）先着順
ただし、期間中でも予算がなくなり次第終了します。
（終了時同日受理の場合は、抽選とさせていただきます。）
※執行状況をＨＰへ随時掲載するので、確認してください。

３－Ｑ３：法人の資本金額がわかる書類とは？

Ａ：以下のようなものが想定されます。
・法人税確定申告書
・全部履歴事項証明書
・現在事項全部証明書　など

３－Ｑ４：玉野市内で事業を行っていることがわかる書類とは？

Ａ：以下のようなものが想定されます。
法人：収受印のある法人市民税確定申告書の写し
（e-TAX の場合は受信通知を併せて提出）
個人事業主：営業許可書の写し、賃貸借契約書の写し　など

３－Ｑ５：事業収入が総収入の１／２を超えていることがわかる書類とは？

Ａ：以下のようなものが想定されます。
・確定申告書
・青色申告決算書
・収支内訳書　など

３－Ｑ６：申請に必要な添付書類・資料は？

Ａ：申請に必要な書類は以下（提出用チェックシート）をご確認ください。

提出（添付）書類
玉野市省エネ投資促進事業補助金（第２弾）交付申請書兼実績報告書 ※「４経費内訳書」は、複数事業所がある場合は、事業所ごとに分け別紙も提出してください。
直近の確定申告書・決算書の写し（税務署の受付印又は受信通知のあるもの） 法人：法人税確定申告書　別表一、別表四、法人事業概況説明書、決算報告書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書又は完成工事原価報告書（製造業、建設業のみ）、株主資本等変動計算書、個別注記表（ある場合のみ）） 個人事業主：青色申告決算書（所得税確定申告書　第一表、第二表、損益計算書、月別売上、減価償却費、貸借対照表） 白色申告決算書（第一表、第二表、および収支内訳書）
玉野市内に取組を行った事業所（店舗等）があることを確認できる書類 法人：「法人市民税確定申告書（第二十号様式、e-TAX の場合は受信通知を併せて提出）」、「事業所（店舗等）の所在地を記載している会社案内や公式ホームページ」、「開業届、業務請負契約書、許認可等を受けたことを証明する書類」の写し　等（いずれか一つ）

個人事業主：営業許可書の写し、賃貸借契約書の写し　等
補助対象設備・機器等の経理書類 ※発注書(契約書･注文書等)、納品書、請求書など補助対象設備･機器等が確認できるもの ※補助対象経費の支払いを証する書類（領収書、振込明細書、通帳などの写し）
取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」を実施した場合のみ
省エネルギー性能の向上(5%以上)に資する設備・機器等であることが証明できる資料 ※設備・機器メーカーまたは、納入業者による証明書（参考様式・設備比較証明書）
取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」、取組⑤「デジタル機器等の導入」を実施した場合のみ
取組がわかる写真 取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」を実施した場合は、 ・「更新前の設備・機器」（使用状況や型番が確認できるもの） ・「補助対象設備・機器」（設置状況や型番が確認できるもの） の更新したことが分かる設置・施工前後の写真 取組⑤「デジタル機器等を導入」した場合は、 ・設置、使用状況、型番が確認できる写真 ・取組③もしくは取組④を同時に実施していることがわかる EC サイト、Ｗｅｂサイト等の画面の写真 ※申請書兼実績報告書５の「具体的な取り組み内容等」の欄に、取組③商品・サービス導入もしくは取組④販路開拓を同時に実施していることがわかるよう詳しく記入。
振込先口座通帳の写し（通帳の表面と、通帳１、２ページ目） ※ネットバンクの場合は銀行名・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できる画面の写し
個人事業主のみ
本人確認書類の写し ※運転免許証・運転経歴証明書（両面)、マイナンバーカード（表)、パスポート等
創業後１年未満の事業主のみ
設立日・開業日が確認できる書類 法人…履歴事項全部証明書（発行日から３か月以内のもの）の写し　等 個人事業主…開業届の写し　等

３－Ｑ７：申請者名義と異なる振込先口座を指定することはできますか？
Ａ：できません。

３－Ｑ８：振込先口座が当座預金口座のため通帳がない場合は、添付書類として何を提出すれば良いですか？
Ａ：「銀行名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義のフリガナ」が分かるもので、金融機関が発行する「当座勘定照合表」「残高証明書」「口座証明書」「当座預金入金帳」等の写しを提出してください。

３－Ｑ９：ゆうちょ銀行の振込用の支店名と７桁の口座番号がわかりません。

Ａ：通帳２ページ目の下段に記載されています。
　　以下のページで検索も可能です。
　　・https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html
　　（ゆうちょ銀行：店名検索ページ）

３－Ｑ１０：金融機関コード（４桁）が分かりません。
Ａ：インターネットで検索できます。
　　市内の主要な金融機関のコードは以下のとおりです。
　　・中国銀行・・・・０１６８
　　・香川銀行・・・・０５７３
　　・トマト銀行・・・０５６６
　　・百十四銀行・・・０１７３
　　・岡山市農協・・・７７５５
　　・中国労働金庫・・２９８４
　　・岡山信用金庫・・１７３２

３－Ｑ１１：収入が少ないなどの理由で確定申告をしておらず、確定申告の書類がない場合でも申請できますか？（個人事業主）
Ａ：市税の滞納がなく、要件を満たしており、添付書類でそのことが確認できれば申請できます。（２－Ｑ１、２－Ｑ２をご確認ください。）

３－Ｑ１２：代表者以外の者（社員や配偶者、税理士等）が代理申請することはできますか？
Ａ：必要項目の記入ができ、必要書類が提出できれば代理申請は可能です。

３－Ｑ１３：確定申告書類の収受日印、e-Tax の電子申告日時の印字、受信通知の表示がありません。
Ａ：法人・個人事業主ともに以下の（１）または（２）の提出が必要となります。
（１）日付・受付印のない確定申告書に加え、以下①～③のいずれかを添付する。
　　①電子申告した際の受信通知（メール詳細）
　　②税理士（会計士）が代わりに電子申告した場合、税理士（会計士）からの電子申告完了報告書
　　※完了報告書には受信通知と同様に以下が記載されていること
　　法人:提出先、事業者名、受付番号、受付日時、種目、事業年度、申告の種類、所得金額または欠損金額、差し引き確定法人税額
　　個人事業主：提出先、氏名、受付番号、受付日時、年分、種目、所得金額、納める税金
　　③納税証明書（その１）※領収書での代替は不可
（２）以下④もしくは⑤を添付する。
　　④税理士の記名のある確定申告書
　　⑤申告書等情報取得サービスまたは保有個人情報の開示請求により取得した確定申告書（個人事業主の場合）

４．第１弾で具体的に問合せがあったものについて

（取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」関連）

４－Ｑ１：ユニッククレーン、トラックなどは補助対象となりますか？

Ａ：事業用であり、かつ、更新前と比較して５％以上の省エネ効果があれば対象となります。設備・機器メーカーまたは、納入業者による（参考様式）「設備・機器比較証明書」が必要です。

※軽油フォークリフト（燃料）からEVフォークリフト（電気）への更新のように使用するエネルギーの種類が変わる場合は、双方の消費量を「原油換算量（kL）」または「熱量（GJ）」に単位を揃え（換算）て比較してください。

（取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」関連）

４－Ｑ２：水道の蛇口（節水）への取り替えは補助対象となりますか？

Ａ：補助対象となりません。

（参考様式）「設備・機器比較証明書」にも記載のとおり、使用水量や発熱量、電気・ガス代等の金額による比較は認められません。本補助金は、「エネルギーコスト削減」を目的としており、水道水そのものの削減（節水）は、補助対象とはなりません。

※ただし、「ボイラー」や「業務用給湯器」を更新した結果として、お湯のロスが減り「節湯（ガスの削減）」につながる場合は、給湯設備本体の更新として対象になります。

（取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」関連）

４－Ｑ３：重機や設備機器等を設置するための事業所までの「運搬費」は補助対象になりますか。

Ａ：補助対象となります。

補助対象経費は、設備・機器の購入費、運搬費及び設置工事費です。

※補助対象設備・機器の設置に伴う配線や配管、稼働する上で最低限必要となる付属品は対象です。ただし、補助対象設備・機器を設置する場所の整備工事及び基礎工事に要する経費、既存設備の撤去や廃棄等の処分費用は補助対象外となります。

（取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」関連）

４－Ｑ４：「設備・機器比較証明書」について、既存施設が相当古く型番や購入価格がわかりません。どうしたら良いでしょうか？

Ａ：既存施設が古く型番等が不明で、省エネ効果が５％以上あることが数値により確認できなければ、補助金を受けることができません。

必ず、「比較証明書」を依頼する「設備・機器メーカー又は、納入業者等」に、できうる限り、古いカタログやインターネット等で情報収集するなどし、証明してもらい提出してください。

なお、「取得価格」について、導入予定設備は、補助金額を確定するため必ず

記入する必要がありますが、既存設備については、未記入でも差し支えありません。

（取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」関連）

４－Ｑ５：照明設備のＬＥＤ化等の取組を実施する場合、事務所、その他の共用部分等複数の箇所で導入する場合や、種類の違う機種を導入する場合は、補助対象となりますか？また、省エネ効果の比較方法はどのようにしたら良いでしょうか？

Ａ：取組ごと（全ての照明設備のＬＥＤ化）の全ての比較項目エネルギーの合計で比較し、省エネ効果が５％以上あれば、補助対象となります。

その際の「比較証明書」の記入方法は、以下のとおりです。※既存設備も同様

・２の設備情報中「メーカー等、設備等名称、型番・型式等、製造年」は、１機種目を記入し、その他別紙のとおり、と明記の上、機種ごとに別紙（任意様式）で、作成し添付してください。
・「台数」欄は、全ての合計台数。
・比較項目の既存設備（Ａ）及び導入予定設備等（Ｂ）は、１台あたりの平均値
・３の計算式は、（Ａ）（Ｂ）は、上述の平均値、（Ｃ）は、合計台数（２の設備情報と同数値）により、計算してください。

（取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」関連）

４－Ｑ６：全館空調の自宅兼店舗（事務所）において、個別空調に更新する場合は、対象になりますか？

また、省エネ効果の比較方法はどのようにしたら良いでしょうか？

Ａ：まず、居住スペースと事業スペースが明確に分かれている必要があります。（１－Ｑ１２参照）

そのうえで、補助対象の事業スペースに取り付ける個別空調（居住スペースのものは除く）（★）の全ての比較項目エネルギーの合計と、既存の全館空調の比較項目エネルギーを比較し、省エネ効果が５％以上あれば、補助対象となります。

※その際の「比較証明書」の記入方法は、以下のとおりです。

・２の設備情報中「メーカー等、設備等名称、型番・型式等、製造年」は、１機種目を記入し、その他（別機種があれば）「別紙のとおり」、と明記の上、機種ごとに別紙（任意様式）で、作成し添付してください。
・「台数」欄は、全ての合計台数。（既存設備は１台のはずです。導入予定設備は（★）の台数）
・比較項目の既存設備（Ａ）及び導入予定設備等（Ｂ）は、１台あたりの平均値を記入してください。注（Ａ）については、導入予定設備台数（★）で除して（割って）ください。
・３の計算式は、（Ａ）（Ｂ）は、上述の平均値、（Ｃ）は、合計台数（２の設備情報と同数値）により、計算してください。

（取組③「商品・サービス導入」、取組④「販路開拓」関連）

４－Ｑ６：パソコンのソフトウェア利用料（クラウドサービスやサブスクリプションの月額・年額料金）は補助対象になりますか？

Ａ：補助対象となります。

本補助金では機器等の「レンタル料・リース料」は対象外としておりますが、ソフトウェアやクラウドサービスの利用料は、機器の貸借とは異なるため対象経費（システム導入費・委託費等）として認められます。ただし、対象となる期間は、令和８年４月１日から令和９年１月分まで（最大 10 ヶ月分）です。以下に注意してください。

【算出方法および注意事項】

本補助金は「申請兼実績報告」となるため、申請日時点ですでに支払いが完了しているものに限り対象となります。支払い方法によって以下のとおりとします。

① 年額（複数月）利用料を一括で支払っている場合

一括で支払った利用料のうち、「令和８年４月～令和９年１月」の対象期間に該当する月数分を『月割り』で計算した金額を補助対象とします。令和９年２月以降の期間分は対象外となります。

（例）令和８年 11 月に「1 年分（11 月～翌年 10 月）」を支払って申請する場合
→ 令和８年 11 月～令和９年１月までの「３ヶ月分」のみを月割りして申請してください。

② 月額で毎月支払っている場合

申請を行う時点までに支払いが完了している月分が対象となります。

※最長で令和９年１月 29 日の受付期限までに支払が完了した月分まで。ただし、予算がなくなり次第、受付を終了するのでご注意ください。